

江戸前期における草場の実態と 死牛馬の取得状況・取得方式

— 河内国石川郡新堂村枝郷皮多村の場合 —

寺 木 伸 明

1 分析対象史料の天和3年1月『牛 大福帳』と貞享3年12月『馬 大福帳』の概要

標記の2つの史料は、旧河内国石川郡新堂村枝郷皮多村（富田村と称していたので、以下、富田村と記す。現、大阪府富田林市）で代々年寄を勤めてきた竹田家の所蔵文書である。竹田家文書は、富田林市史編纂過程で収集され、その主要な史料はマイクログラフ撮影されたのであるが、このたび「大阪の部落史」の編纂作業において、竹田家から未撮影分の近世の新出史料130点余（近代600点余）をお借りして整理を行った。これら2つの史料は、そのなかに含まれていたもので、『大阪の部落史』第9巻 史料編 補遺（2008年3月刊行）に収められたものである。

本村に当たる新堂村は、慶長13年（1608）の村高1701石余で、明治元年（1868）の村高は、1727石余であった。江戸当初幕府領、明暦2年（1656）京都所司代牧野親成領、寛文8年（1668）幕府領、同9年山城淀藩領、享保8年（1723）下総佐倉藩領、延享3年（1746）幕府領、文政10年（1827）丹後宮津藩領、天保2年（1831）幕府領というように、しばしば領主の交代があった¹⁾。文政11年の本村のみの家数323軒、人口1182人であった。枝郷の富田村は、同年、高81石3斗3升8合で、別に屋敷地8石3斗2升8合（5反9畝15歩）を有し、家数171軒、人口850人であった²⁾。

天和3年1月『牛 大福帳』³⁾（史料1とする）は、天和3年（1683）4月

25日から貞享3年(1686)3月25日までの約3年間にわたる死牛の割帳である。死牛を取得した月日・草場(ここでは皮場。皮多身分の人々のうち株持ちが死牛馬を無償で取得できる範囲をいう。死牛馬を取得する権利を草場株という)のなかの、さらに細分された「場」(後述)での死牛の順番・牛が死んだところの村名・死牛の取得者などが克明に記されている。

貞享3年12月『馬 大福帳』⁴⁾(史料2とする)は、貞享3年12月16日から元禄10年(1697)までの約10年間の死馬の割帳で、記載様式は前者のものと同じである。

なお、同種の史料が、あと4冊残っている。表題の年紀を示せば、享保21年(1736)、寛政7年(1795)、文化11年(1814)、弘化3年(1846)のものである。

2 天和3年1月『牛 大福帳』と貞享3年12月『馬 大福帳』についての『大阪の部落史』第9巻 史料編 補遺「解説」(臼井寿光執筆)の要約

分析対象とする2史料については、既に臼井寿光が「解説」を加えているので、その内容をまず要約して示しておこう。

(1) 史料の読み解き方

まず、史料1・2の冒頭部分を示すと、次のとおりである。

六つめ きし	六つめ わたくし里にしい方	六つめ きし	六つめ きし	六つめ きし	五つめ 山田にしい方五つめ	五つめ にししい方四つめもちを	五つめ 山田惣はん人	五つめ 市兵衛	五つめ 次郎兵衛	五つめ 太郎八	五つめ きし	五つめ 仁右衛門 仁右衛門	五つめ 仁右衛門	五つめ 仁右衛門	五つめ 忠兵衛	五つめ 忠兵衛	五つめ 忠兵衛	五つめ 忠兵衛	五つめ 仁右衛門	五つめ 孫兵衛	五つめ 市兵衛	五つめ 仁右衛門	五つめ 忠兵衛	五つめ 忠兵衛
六つめ きし	六つめ わたくし里にしい方	六つめ きし	六つめ きし	六つめ きし	五つめ 山田にしい方五つめ	五つめ にししい方四つめもちを	五つめ 山田惣はん人	五つめ 市兵衛	五つめ 次郎兵衛	五つめ 太郎八	五つめ きし	五つめ 仁右衛門 仁右衛門	五つめ 仁右衛門	五つめ 仁右衛門	五つめ 忠兵衛	五つめ 忠兵衛	五つめ 忠兵衛	五つめ 忠兵衛	五つめ 仁右衛門	五つめ 孫兵衛	五つめ 市兵衛	五つめ 仁右衛門	五つめ 忠兵衛	五つめ 忠兵衛

史料1

「天和三年 牛」
大福帳「万扣帳」
亥ノ正月吉日
子ノ年丑ノ年有
亥九つめ しんたう
何紙四月吉日
十め きし
天和三年癸亥四月
なかに村にしい方三つめ
川原しん町
ちわや
もちを
かんの
五つめ
きし
六つめ
なかの
きし
七つめ
いたもち
水こし
九つめ
きし
十め
きし
五つめ
山田惣はん人
五つめ
にししい方四つめもちを
五つめ
山田にしい方五つめ
五つめ
きし
五つめ
きし
五つめ
きし
五つめ
きし
六つめ
きし
六つめ
きし
六つめ
きし

市
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七
七

(以下略)

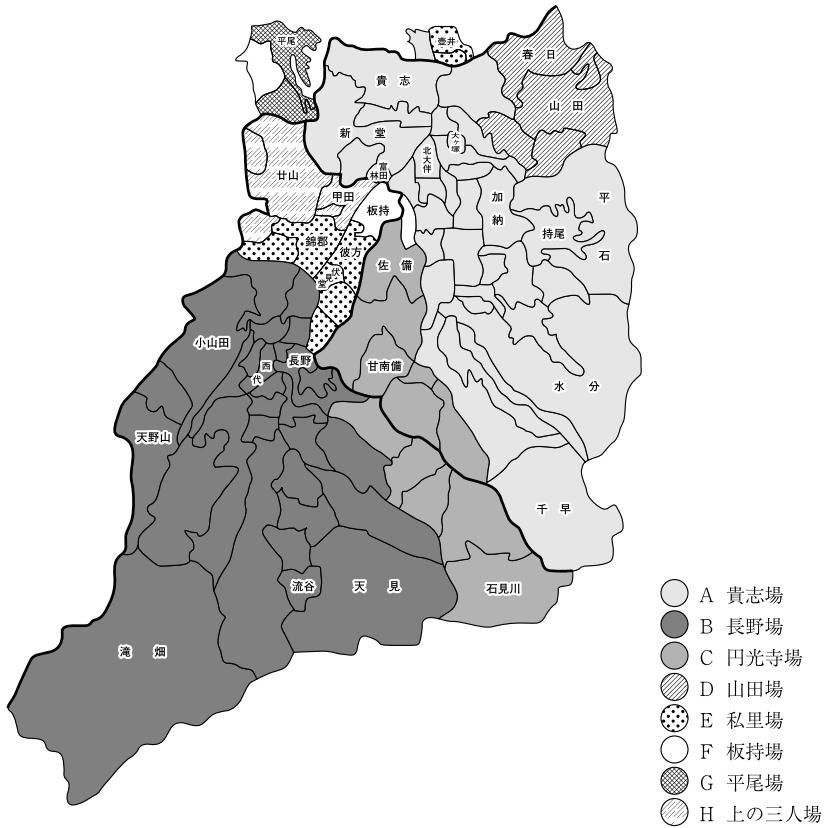
江戸前期における草場の実態と死牛馬の取得状況・取得方式

史料 2	貞享三稔 馬	大福帳	寛永十二月十八日	二つめ	いたち惣はん入	助兵衛
			十一月廿七日	二つめ	なかの	喜兵衛
			十一月廿七日	三つ目	なかの	忠兵衛
			十一月廿七日	四つ目	なかの	次郎兵衛
			二月四日	五つ目	山田惣はん入	半兵衛
			五月廿七日	四つ目	なかの	市兵衛
			五月廿七日	まるはん	かう田	仁右衛門
			六月八日	八つめ	大友	仁右衛門
			七月四日	九つめ	山田にしい方六つめ	仁右衛門
			七月四日	十つめ	又七山中田川原	仁右衛門
			八月廿五日	十一つめ	山中田	権太郎
			八月廿五日	一つめ	にしい方わたくし里	助兵衛
			八月廿五日	二つめ	なかの	権太郎
			八月廿五日	三つめ	なかの	忠兵衛
			八月廿五日	四つめ	なかの	仁右衛門
			八月廿五日	五つめ	なかの	仁右衛門
			八月廿五日	六つめ	なかの	仁右衛門
			八月廿五日	七つめ	なかのにしい方小大二つめ	仁右衛門
			八月廿五日	八つめ	なかの	仁右衛門
			八月廿五日	九つめ	にしい方三つめ	仁右衛門
			八月廿五日	一つめ	にしい方わたくし里	仁右衛門
			八月廿五日	二つめ	なかの惣はん入	仁右衛門
			八月廿五日	三つめ	にしい方わたくし里	仁右衛門
			八月廿五日	四つめ	大ヶつか	仁右衛門
			八月廿五日	五つめ	山中田	助兵衛
			八月廿五日	六つめ	川なへ	次郎兵衛
			八月廿五日	七つめ	なかの	喜兵衛
			八月廿五日	八つめ	かうだ	仁右衛門
			八月廿五日	九つめ	山田	市兵衛
			八月廿五日	十つめ	山田	仁右衛門
			八月廿五日	十一つめ	三井はん	半兵衛

史料は、日付順に記載されている。その日付の左横に「一つ目」とか「九つ目」とか記されているが、必ずしも順番どおり並んでいるわけではない。それではどういう順番かという、富田村の草場のなかにさらに地域ブロック（以後、場と表記する）があって⁵⁾、史料1では6つの場、史料2では7つの場（「上の三人場」が新たに出てくる）があり、それぞれの場が出た死牛・死馬の順番なのである。ただし、その順番も、場によって10で一巡したり、8つ目で一巡したりと、さまざまである。こういう方式になっていることを理解するヒントを与えてくれたのが、90年ほど後に作成された安永3年（1774）8月「草場米割帳」⁶⁾である。そこで各場ごとに割数（一巡する数）が記され、どういう順で誰が死牛馬を取得していくかが、示されていたのである。なお、それによって、死牛馬取得権者（株所持者）の配分率も判明したのである（各場をそれぞれ1石の米の量にして、それを細分する形式で計算されている）。

(2) 草場の範囲と地域ブロック (=場)・固有の割数

それらの記録をもとに富田村の草場全体および各場を示したのが、『大阪の部落实』第9巻 史料編 補遺 7頁に掲載されている次の図である。



(「死牛馬割帳」をもとに作成した)

この図によれば、富田村の草場は、河内国錦部郡全体・石川郡全体および古市郡と丹南郡の、それぞれごく一部におよんでいる。

そこで、「元禄郷帳」をもとに作成された、『大阪府史』第7巻付図(元禄11~12年ごろの状況を示している)によって村数を数えると(この2つの史料には出てこない円光寺場11カ村を除いて)約80カ村である。

各場の名称と村数および固有の割数を示すと次のとおり。

場名	村数	割数
貴志場	34カ村	10
長野場	29カ村	8
私里場	9カ村	6
山田場	4カ村	5
板持場	2カ村	4
平尾場	1カ村	3
上の三人場	5カ村	2
計	84カ村	

3 天和3年1月『牛 大福帳』と貞享3年12月『馬 大福帳』から見てきた死牛馬取得の実相

以下、白井の「解説」を参考にして、2つの史料を具体的に分析していきたい。

大阪府域では、草場の範囲およびその中の「場」や取得方式が比較的詳しく判明しているのは、和泉国南郡島村のみである⁷⁾。あと同国泉郡南王子村⁸⁾および河内国讃良郡北条村内皮多⁹⁾の草場について、草場の売券や草場をめぐる境争論関係史料および「牛馬名前割方記録帳」などによって、部分的に知られている程度である。また、先の3つの皮多村の草場についても、誰が、いつ、どのように死牛馬を取得したか、年間どれぐらいの死牛馬が取得できたのかは、詳細には分かっていなかったため、これらの死牛割帳・死馬割帳は、特に大阪府域では大きな意義を有していると言えるだろう。

(1) 死牛馬の頭数

史料1によれば天和3年(1683)4月25日～貞享3年(1686)3月25日までの約3年間の死牛の頭数は、241疋であった。年間平均約80疋という勘定になる。

また、史料2によると貞享3年(1686)12月16日～元禄10年(1697)2月12日までの約10年間の死馬の頭数は、153疋で、年間平均約15疋ということに

なる。関西は、近世では一般に馬が少なく牛が圧倒的に多いと言われてきたが、死牛と死馬の比率からみて、富田村草場内の村々も同じような傾向にあったとみられる。

(2) 場別死牛馬頭数

史料1によって場別の死牛頭数を示すと表1のようになる。

表1 場別死牛頭数(天和3年4月25日~貞享3年3月25日)

貴志場	152疋 (63.1%)
長野場	63 (26.1%)
山田場	12 (5.0%)
私里場	12 (5.0%)
板持場	1 (0.4%)
平尾場	1 (0.4%)
合計(6場)	241 (100.0%)

次に史料2によって場別の死馬頭数を示すと表2のようになる。

表2 場別死馬頭数(貞享3年12月16日~元禄10年2月12日)

貴志場	36疋 (23.5%)
長野場	55 (35.9%)
山田場	36 (23.5%)
私里場	11 (7.2%)
板持場	11 (7.2%)
平尾場	0 (0.0%)
上の三人場	4 (2.6%)
合計(7場)	153 (99.9%)

場に含まれる村数が多い貴志場(34カ村)と長野場(29カ村)に牛馬とも集中している。ただし、貴志場には死牛が特に多く(全頭数の63.1%)、2位

江戸前期における草場の実態と死牛馬の取得状況・取得方式

の長野場（同26.1%）を大きく離しているのは、貴志場に山間部（東部は、金剛山地で、大和国に接する）も含まれるものの、田畑が比較的多く、長野場に山間部が多く（南部は、和泉山脈となり、紀伊国に接する）、比較的田畑が少なかったことに関係していると考えられる。牛は、近世にあってはもっぱら農耕用に使役されたからである。

逆に死馬になると、長野場が1位を占め（全頭数の35.9%）、貴志場は2位となる（同23.5%）。前述の地勢的相違が一つの要因で、山仕事には牛ではなく馬の方が向いていたのと（木材の切り出しなど）、馬での運搬が多かった高野街道（東高野街道と西高野街道があり、両街道は長野場に属する三日市の少し北側で合流し、紀見峠を越えて紀伊国に通じていた）が走っていたことも、長野場に死馬が多かった一因である。また、村数が4カ村と少ない山田場に死馬が貴志場と同数（36疋・23.5%）と、多かったのは、山麓という地勢的特徴および河内国と大和国を結ぶ主要街道であった竹之内街道が通っていたからであろう。

今後、さらに各場の地勢的特徴や街道の様子、実際の牛馬の数の分布などを調査して、各場での死牛馬の数の違いの背景などを究明していきたい。

なお、参考までに月別死牛数（表3）・死馬数（表4）を示せば次のとおり。

表3 月別死牛数

	1月	2月	3月	閏3月	4月	5月	閏5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
天和3年(1683)	-	-	-	/	3	8	7	7	9	19	12	6	6	4	81
貞享元年(1684)	4	4	4	/	3	2	/	1	8	23	5	6	5	0	65
" 2年(1685)	4	3	7	/	8	5	/	4	12	24	7	5	2	5	86
" 3年(1686)	0	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
合計	8	9	18	-	14	15	7	12	29	66	24	17	13	9	241

表4 月別死馬数

	1月	閏1月	2月	閏2月	3月	閏3月	4月	5月	閏5月	6月	7月	8月	閏8月	9月	10月	11月	12月	合計
貞享3年(1686)	-	/	-	/	-	-	-	-	/	-	-	-	/	-	-	-	3	3
" 4年(1687)	1	/	1	/	0	/	0	2	/	1	2	3	/	0	3	0	6	19
元禄元年(1688)	0	/	2	/	0	/	0	0	/	0	3	0	/	2	1	1	2	11
" 2年(1689)	1	2	3	/	3	/	1	0	/	0	1	1	/	2	0	2	3	19
" 3年(1690)	1	/	2	/	2	/	1	0	/	2	2	1	/	3	3	2	5	24
" 4年(1691)	1	/	3	/	0	/	0	0	/	0	0	0	0	2	3	1	4	14
" 5年(1692)	0	/	1	/	1	/	0	0	/	0	1	0	/	2	2	2	0	10 (不明1)
" 6年(1693)	0	/	0	/	1	/	1	1	/	0	1	3	/	2	2	1	1	13
" 7年(1694)	1	/	2	/	0	/	0	2	1	1	2	3	/	1	3	1	0	17
" 8年(1695)	2	/	3	/	1	/	1	0	/	0	0	2	/	0	0	1	1	11
" 9年(1696)	0	/	0	/	1	/	0	1	/	2	1	0	/	0	1	2	1	9
" 10年(1697)	1	/	2	-	-	/	-	-	/	-	-	-	/	-	-	-	-	3
合計	8	2	19	-	9	-	4	6	1	6	13	13	0	14	18	13	26	153 (不明1)

江戸前期における草場の実態と死牛馬の取得状況・取得方式

死牛については、7月～9月（太陽暦では、8月ごろ～10月ごろ）、特に8月が断然多く、12月～2月（太陽暦では、1月ごろ～3月ごろ）が少ないのが注目される。

死馬については、10月～2月（太陽暦では、11月ごろ～3月ごろ）が比較的多く、3月～6月（太陽暦では、4月ごろ～7月ごろ）が少ない。

こうした傾向が、この時期だけの特徴だったのかどうかについては、他の時期の同種の死牛馬割帳を分析するなかで、明らかにしていきたい。

（3）草場株所持者ごとの取得数

草場株所持者ごとの死牛取得数を示したものが、表5である。

表5 草場株所持者ごとの死牛取得数（天和3年4月25日～貞享3年3月25日）

仁右衛門	89.3疋	(37.1%)
忠兵衛	48	(19.9%)
孫七	26.3	(10.9%)
太郎八	16.3	(6.8%)
次郎兵衛	14	(5.8%)
市兵衛	14	(5.8%)
こりん	10	(4.1%)
半兵衛	10	(4.1%)
喜平(次)	8	(3.3%)
権太郎	5	(2.1%)
合計(10人)	241	(99.9%)

株所持者10人のうち、仁右衛門が約90疋と断然多い（全頭数の37.1%）、2位の忠兵衛（48疋・19.9%）を大きく引き離している。当時の家数は今のところ不明である。享保12年（1727）で110軒であったから（同年「宗門改帳」竹田家文書）、天和3年（1683）～元禄10年（1697）ごろには、少なくとも70～80軒は存在していたと推定される。したがって、草場株所持者は富田村住民のほんの一部の人々にすぎなかったといえよう。

次に草場株所持者ごとの死馬取得数を示したものが、表6である。

表6 草場株所持者ごとの死馬取得数（貞享3年12月16日～元禄10年2月12日）

仁右衛門	59 5疋	(38.9%)
忠兵衛	22	(14.4%)
治右衛門	15	(9.8%)
勘兵衛	9 5	(6.2%)
こりん	9	(5.9%)
半兵衛	9	(5.9%)
次郎兵衛	7	(4.6%)
権太郎	5	(3.3%)
了意	5	(3.3%)
与惣三兵衛	4	(2.6%)
市兵衛	3	(2.0%)
喜平	2	(1.3%)
太郎兵衛	2	(1.3%)
権右衛門	1	(0.7%)
合計(14人)	153	(100.2%)

死馬については、株所持者14人のうち、やはり仁右衛門が約60疋（38.9%）で、断然多く、次いで忠兵衛が22疋（14.4%）である。株所持者が増えたのは、誰かが株を分割して譲与したか一部売却したからであろう。

ここで参考までに、前記安永3年（1774）8月「草場米割之日記」によって株所持者8人の配分率を見てみよう（表7）。

江戸前期における草場の実態と死牛馬の取得状況・取得方式

表7 安永3年(1774)株所持者8人の配分率

仁右衛門	2石7斗4升6合4夕(39.2%)
嘉了	1石1斗1升8合4夕(16.0%)
四郎兵衛	1石4升3合(14.9%)
八右衛門	6斗6升9合5夕(9.6%)
林助	4斗5升9合2夕(6.6%)
次郎兵衛	4斗1升6合2夕(5.9%)
六右衛門	2斗7升9合6夕(4.0%)
次兵衛	2斗7升3夕(3.9%)
合計(8人)	7石2合6夕(100.1%)

時期が90年ほど下るので、株所持者の数も変わっているし、この配分率がそのままあてはまるとは考えにくい。天和3年～元禄10年時期の仁右衛門の実際の取り分率が、その子孫の取り分率と近似しているのは、株の分割相続あるいは一部売却などで多少の変動はあっても、配分率の原則は基本的には大きくは変わらないものとしてあったと考えられる。

(4) 死牛馬の取得方式

関西では死牛馬は、牛馬の所持者の居住地ではなく牛馬が死んだ場所を草場に行っている皮多村の株持ちが取得することになっていたことは、周知のことである。では、死牛馬をどういう方式で株所持者が取得していたのであろうか。

まず、史料1によって死牛の取得方式を見てみる。場ごとに整理すると次のようになる。

a 貴志場：割数10

取得順	1巡目	2巡目	3巡目	4巡目	5巡目	6巡目	7巡目	8巡目
1	-	仁右衛門 (にいひ方3)	こりん (にいひ方4)	仁右衛門 (にいひ方2)	仁右衛門 (にいひ方5)	仁右衛門 (にいひ方3)	こりん (にいひ方4)	孫 七 (にいひ方5)
2	-	市兵衛	孫 七	次郎兵衛	孫 七	孫 七	仁右衛門	太郎八
3	-	孫 七	仁右衛門	市兵衛	仁右衛門	仁右衛門	市兵衛	仁右衛門
4	-	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	太郎八	仁右衛門	孫 七	次郎兵衛
5	-	忠兵衛	忠兵衛	仁右衛門	忠兵衛	孫 七	忠兵衛	忠兵衛
6	-	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛
7	-	忠兵衛	孫 七	仁右衛門	孫 七	忠兵衛	仁右衛門	忠兵衛
8	-	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	次郎兵衛	太郎八	仁右衛門	市兵衛
9	忠兵衛	太郎八	仁右衛門	忠兵衛	市兵衛	仁右衛門	忠兵衛	孫 七
10	次郎兵衛	次郎兵衛	太郎八	次郎兵衛	仁右衛門	次郎兵衛	仁右衛門	仁右衛門

取得順	9巡目	10巡目	11巡目	12巡目	13巡目	14巡目	15巡目	16巡目
1	こりん (にいひ方4)	こりん (にいひ方6)	仁右衛門 (にいひ方2)	仁右衛門 (にいひ方2)	孫 七 (にいひ方5)	仁右衛門 (にいひ方6)	太郎八・権太郎 (にいひ方1)	仁右衛門 (にいひ方3)
2	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	市兵衛	太郎八	仁右衛門	仁右衛門
3	太郎八	太郎八	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	次郎兵衛	仁右衛門	太郎八
4	次郎兵衛	次郎兵衛	仁右衛門	仁右衛門	孫 七	仁右衛門	市兵衛	仁右衛門
5	忠兵衛	仁右衛門	忠兵衛	孫 七	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	仁右衛門
6	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛
7	孫 七	仁右衛門	仁右衛門	忠兵衛	半兵衛	権太郎	権太郎・仁右衛門	忠兵衛
8	孫 七	市兵衛	太郎八	太郎八	仁右衛門	市兵衛	権太郎	次郎兵衛
9	仁右衛門	忠兵衛	次郎兵衛	仁右衛門	忠兵衛	権太郎	仁右衛門	忠兵衛
10	仁右衛門	孫 七	市兵衛	次郎兵衛	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	市兵衛

江戸前期における草場の実態と死牛馬の取得状況・取得方式

それらを整理すると、次のようになる。

- 1つ目 にしい方 (= 私里場) の取得方式で取得。
- 2つ目 市兵衛、孫七、次郎兵衛、仁右衛門、太郎八の5人で取得(ただし順番に規則性見つからず)。
- 3つ目 孫七、仁右衛門、市兵衛、太郎八、次郎兵衛の5人で取得(ただし順番に規則性見つからず)。
- 4つ目 仁右衛門、太郎八、孫七、次郎兵衛、市兵衛の5人で取得(ただし順番に規則性見つからず)。
- 5つ目 忠兵衛、仁右衛門、孫七の3人で取得(後述のように規則性が見られる)。
- 6つ目 忠兵衛がすべて取得。
- 7つ目 忠兵衛、孫七、仁右衛門、半兵衛、権太郎、権太郎・仁右衛門の7人で取得(ただし順番に規則性見つからず)。
- 8つ目 仁右衛門、次郎兵衛、太郎八、市兵衛、孫七、権太郎の6人で取得(ただし順番に規則性見つからず)。
- 9つ目 忠兵衛、太郎八、仁右衛門、市兵衛、孫七、次郎兵衛、権太郎の7人で取得(後述のように一定の規則性が見られる)。
- 10目 次郎兵衛、太郎八、仁右衛門、孫七、市兵衛の5人で取得(ただし順番に規則性見つからず)。

つまり、貴志場で死牛が出た場合、上記の方式で取得していたということである。11疋目になると、また一つ目に戻るわけである。

一つ目の「にしい方」(=私里場)というのは、貴志場で出た一つ目の死牛は、かならず私里場(後述)に入り、その取得方式(後述)によって取得者が決まるのである。二つ目は、市兵衛・孫七・次郎兵衛・仁右衛門・次郎八の5人がどういう順序でかは不明であるが、それぞれ取得したという意味である。五つ目は、忠兵衛 忠兵衛 忠兵衛 仁右衛門 忠兵衛 孫七とい

う順で、順次取得したのである。七つ目は、ときには権太郎と仁右衛門が半分ずつ取った。九つ目は、仁右衛門 忠兵衛 太郎八 仁右衛門 忠兵衛 市兵衛 仁右衛門 忠兵衛 孫七 仁右衛門 忠兵衛 次郎兵衛 仁右衛門 忠兵衛 権太郎 仁右衛門 忠兵衛というように取り方に一定の規則性が見られる。

b 長野場：割数 8

取得順	1巡目	2巡目	3巡目	4巡目	5巡目	6巡目	7巡目	8巡目
1	-	孫 七	仁右衛門	太 郎 八	市 兵 衛	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門
2	-	喜 平	喜 平	喜平(次)	喜 平	喜 平	喜 平	喜 平
3	-	孫 七	忠 兵 衛	太 郎 八	忠 兵 衛	半 兵 衛	孫 七	忠 兵 衛
4	-	半 兵 衛	半 兵 衛	半 兵 衛	半 兵 衛	半 兵 衛	半 兵 衛	半 兵 衛
5	-	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門
6	忠 兵 衛	忠 兵 衛	仁右衛門	忠 兵 衛	忠 兵 衛	仁右衛門	忠 兵 衛	忠 兵 衛
7	太郎八・孫七 (にしい方1)	こりん (にしい方4)	孫 七 (にしい方5)	仁右衛門 (にしい方3)	太郎八・孫七 (にしい方1)	太郎八・孫七 (にしい方1)	仁右衛門 (にしい方5)	こりん (にしい方4)
8	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	(記載洩れ)

取得順	9巡目
1	次郎兵衛
2	喜 平
3	仁右衛門
4	半 兵 衛
5	仁右衛門
6	-
7	-
8	-

江戸前期における草場の実態と死牛馬の取得状況・取得方式

それらを整理すると、次のようになる。

- 1つ目 孫七、仁右衛門、太郎八、市兵衛、次郎兵衛の5人で取得（ただし順番に規則性見つからず）。
- 2つ目 喜平がすべて取得。
- 3つ目 孫七、忠兵衛、太郎八・孫七・仁右衛門、半兵衛、仁右衛門の5人で取得（ただし順番に規則性見つからず）。
- 4つ目 半兵衛がすべて取得。
- 5つ目 仁右衛門がすべて取得。
- 6つ目 忠兵衛と仁右衛門の2人が取得（ただし順番に規則性見つからず）。
- 7つ目 にしい方（＝私里場）の取得方式で取得。
- 8つ目 仁右衛門がすべて取得。

3つ目は、ときには太郎八・孫七・仁右衛門の3人が3分割して取得していた。7つ目が「にしい方」で、貴志場の1つ目と同様、かならず私里場に入り、その取得方式によって取得者が決められていた。

c 山田場：割数5

取得順	1巡目	2巡目	3巡目	4巡目
1	-	仁右衛門 (にしい方5)	太郎八・孫七 (にしい方1)	こりん (にしい方4)
2	-	仁右衛門	孫七	-
3	-	仁右衛門・孫七	忠兵衛	-
4	-	忠兵衛	忠兵衛	-
5	市兵衛	市兵衛	市兵衛	-

それらを整理すると、次のようになる。

- 1つ目 にしい方（＝私里場）の取得方式で取得。

- 2つ目 仁右衛門と孫七などで取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。
- 3つ目 仁右衛門・孫七、忠兵衛などで取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。
- 4つ目 忠兵衛などで取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。
- 5つ目 市兵衛などで取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。

d 板持場：割数4（2つ目仁右衛門のみ記載あり）

- 1つ目 記載なし（ただし史料2により「にしい方」であることが分かる）。
- 2つ目 仁右衛門（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。
- 3つ目 記載なし。
- 4つ目 記載なし。

e 平尾場：割数3（1つ目こりん、にしい方4のみ記載）

- 1つ目 にしい方（=私里場）。
- 2つ目 記載なし。
- 3つ目 記載なし。

江戸前期における草場の実態と死牛馬の取得状況・取得方式

f 私里場 (= にしい方) : 割数 6

取得順	1 巡目	2 巡目	3 巡目	4 巡目	5 巡目	6 巡目	7 巡目
1	-	〔長〕 太郎八・孫七	太郎八・孫七(七)	〔長〕 太郎八・孫七	〔長〕 太郎八・孫七	〔山〕 太郎八・孫七	〔長〕 太郎八・権太郎
2	-	〔貴〕 仁右衛門	孫 七	仁右衛門	孫 七	〔貴〕 仁右衛門	権 太 郎
3	〔貴〕 仁右衛門	仁右衛門	〔長〕 仁右衛門	〔貴〕 仁右衛門	仁右衛門	〔貴〕 仁右衛門	〔貴〕 仁右衛門
4	〔貴〕 こりん	〔長〕 こりん	〔平〕 こりん	〔貴〕 こりん	〔貴〕 こりん	〔長〕 こりん	〔山〕 こりん
5	〔山〕 仁右衛門	〔貴〕 孫 七	〔長〕 仁右衛門	〔貴〕 孫 七	〔貴〕 仁右衛門	〔長〕 孫 七	仁右衛門
6	こりん	仁右衛門	こりん	仁右衛門	〔貴〕 こりん	〔貴〕 仁右衛門	-

注)〔貴〕は、貴志場の「にしい方」から私里場に入ってきた死牛であることを示す。
以下、〔長〕は、長野場、〔山〕は、山田場、〔平〕は、平尾場から入ってきた死牛であることを示す。

それらを整理すると、次のようになる。

- 1 巡目 太郎八・孫七(のち権太郎)が折半して取得。
- 2 巡目 仁右衛門と孫七(のち権太郎)が交互に取得。
- 3 巡目 仁右衛門がすべて取得。
- 4 巡目 こりんがすべて取得。
- 5 巡目 仁右衛門と孫七が交互に取得。
- 6 巡目 こりんと仁右衛門が交互に取得。

私里場は、前述のように 9カ村からなるが、貴志場の一つ目、長野場の七つ目、山田場の一つ目、板持場の一つ目、平尾場の一つ目の死牛がそれぞれ入ってくるとともに、私里場内の 9カ村内で死牛が出た場合もちろん、この場の株所持者のものであった。順番は、どの場から死牛が入ってこようが、日付順になっていた。一つ目は、太郎八と孫七(のち権太郎)が半分ずつ取っていた。二つ目は、仁右衛門と孫七(のち権太郎)が交互に取得していた。5 巡目・6 巡目もそれぞれ二人が交互に取得したのである。

次に史料2によって死馬の取得方式を見てみる。場ごとに整理すると次のようになる。

a' 貴志場：割数10

取得順	1巡目	2巡目	3巡目	4巡目	5巡目
1	-	仁右衛門 (にしい方3)	仁右衛門 (にしい方3)	勘兵衛・治右衛門 (にしい方1)	仁右衛門 (にしい方3)
2	-	仁右衛門	①市兵衛 ②仁右衛門	治右衛門	勘兵衛
3	-	勘兵衛	勘兵衛	次郎兵衛	-
4	-	次郎兵衛	次郎兵衛	仁右衛門	-
5	-	忠兵衛	仁右衛門	忠兵衛	-
6	-	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	-
7	-	権太郎	忠兵衛	治右衛門	-
8	仁右衛門	仁右衛門	治右衛門	勘兵衛	-
9	仁右衛門	忠兵衛	勘兵衛	仁右衛門	-
10	権太郎	仁右衛門	仁右衛門	治右衛門	-

それらを整理すると、次のようになる。

- 1つ目 にしい方 (= 私里場) の取得方式で取得。
- 2つ目 仁右衛門、市兵衛、治右衛門、勘兵衛の4人で取得(ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明)。
- 3つ目 勘兵衛、次郎兵衛などで取得(ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明)。
- 4つ目 次郎兵衛、仁右衛門などで取得(ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明)。
- 5つ目 忠兵衛、仁右衛門などで取得(ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明)。

江戸前期における草場の実態と死牛馬の取得状況・取得方式

- 6つ目 忠兵衛がすべて取得。
- 7つ目 権太郎、忠兵衛、治右衛門などで取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。
- 8つ目 仁右衛門、治右衛門、勘兵衛などで取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。
- 9つ目 仁右衛門、忠兵衛、勘兵衛などで取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。
- 10目 権太郎、仁右衛門、治右衛門などで取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。

b' 長野場：割数8

取得順	1巡目	2巡目	3巡目	4巡目	5巡目	6巡目	7巡目
1	-	仁右衛門	仁右衛門	治右衛門	仁右衛門	仁右衛門	与三兵衛
2	喜平	喜平	了意	了意	了意	了意	了意
3	忠兵衛	忠兵衛	仁右衛門・治右衛門	仁右衛門	仁右衛門	半兵衛	忠兵衛
4	半兵衛	半兵衛	半兵衛	半兵衛	半兵衛	半兵衛	半兵衛
5	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門・治右衛門	仁右衛門	仁右衛門・治右衛門	仁右衛門	仁右衛門
6	忠兵衛	忠兵衛	仁右衛門	こりん	忠兵衛	仁右衛門	忠兵衛
7	仁右衛門 (にい方2)	権太郎 (にい方2)	仁右衛門 (にい方2)	こりん (にい方6)	仁右衛門 (にい方6)	仁右衛門 (にい方2)	治右衛門 (にい方5)
8	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門	仁右衛門

それらを整理すると、次のようになる。

- 1つ目 仁右衛門、治右衛門、与三兵衛などで取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。
- 2つ目 喜平のち了意が取得。
- 3つ目 忠兵衛、仁右衛門・治右衛門、仁右衛門、半兵衛など

が取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。

- 4つ目 半兵衛がすべて取得。
- 5つ目 仁右衛門あるいは仁右衛門・治右衛門が取得（ただし事例が少ないため順番は不明）。
- 6つ目 忠兵衛、仁右衛門、こりんなどが取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。
- 7つ目 にしい方（＝私里場）の取得方式で取得。
- 8つ目 仁右衛門がすべて取得。

c' 山田場：割数5

取得順	1巡目	2巡目	3巡目	4巡目	5巡目	6巡目	7巡目	8巡目
1	-	仁右衛門 (にしい方6)	仁右衛門 (にしい方5)	治右衛門 (にしい方5)	仁右衛門 (にしい方5)	仁右衛門 (にしい方3)	こりん (にしい方4)	(欠落)
2	-	市兵衛	仁右衛門	仁右衛門	与惣兵衛	勘兵衛	治右衛門	仁右衛門
3	-	半兵衛	仁右衛門	治右衛門	仁右衛門	仁右衛門	忠兵衛	仁右衛門
4	-	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛
5	次郎兵衛	権太郎	次郎兵衛	次郎兵衛	仁右衛門	与三兵衛	次郎兵衛	仁右衛門

取得順	9巡目
1	こりん (にしい方4)
2	-
3	-
4	-
5	-

それらを整理すると、次のようになる。

- 1つ目 にしい方（＝私里場）の取得方式で取得。

江戸前期における草場の実態と死牛馬の取得状況・取得方式

- 2つ目 市兵衛、仁右衛門、与惣兵衛、勘兵衛、治右衛門などで取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。
- 3つ目 半兵衛、仁右衛門、治右衛門、忠兵衛などで取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。
- 4つ目 忠兵衛がすべて取得。
- 5つ目 次郎兵衛、権太郎、仁右衛門、与三兵衛などで取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。

d' 板持場：割数 4

取得順	1巡目	2巡目	3巡目
1	-	仁右衛門 (にしい方6)	治右衛門 (にしい方2)
2	勘兵衛	与三兵衛	仁右衛門
3	治右衛門	仁右衛門	仁右衛門
4	太郎兵衛	権右衛門	太郎兵衛

それらを整理すると、次のようになる。

- 1つ目 にしい方（=私里場）の取得方式で取得。
- 2つ目 勘兵衛、与三兵衛、仁右衛門などで取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。
- 3つ目 治右衛門、仁右衛門などで取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。
- 4つ目 太郎兵衛、権右衛門などで取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。

e' 平尾場：割数 3

- 1つ目 にしい方 (= 私里場) の取得方式で取得。記載はないが、史料1で判明。
- 2つ目 記載なし。
- 3つ目 記載なし。

f' 私里場 (= にしい方) : 割数 6

取得順	1巡目	2巡目	3巡目	4巡目	5巡目	6巡目
1	-	勘兵衛・権太郎	勘兵衛・権太郎	勘兵衛・仁右衛門	〔貴〕 勘兵衛・治右衛門	勘兵衛・仁右衛門
2	-	〔長〕 仁右衛門	〔長〕 権 太 郎	〔長〕 仁右衛門	〔板〕 治右衛門	〔長〕 仁右衛門
3	-	〔貴〕 仁右衛門	〔貴〕 仁右衛門	仁右衛門	〔山〕 仁右衛門	〔貴〕 仁右衛門
4	-	こりん	こりん	こりん	〔山〕 こりん	〔山〕 こりん
5	-	〔山〕 仁右衛門	〔山〕 治右衛門	〔山〕 仁右衛門	治右衛門	〔貴〕 治右衛門
6	〔山〕 仁右衛門	こりん	〔板〕 仁右衛門	〔長〕 こりん	〔長〕 仁右衛門	こりん

注)〔貴〕は、貴志場の「にしい方」から私里場に入ってきた死馬であることを示す。以下、〔長〕は、長野場、〔山〕は、山田場、〔板〕は、板持場から入ってきた死馬であることを示す。

それらを整理すると、次のようになる。

- 1つ目 勘兵衛・権太郎、勘兵衛・仁右衛門、勘兵衛・治右衛門などで取得(ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明)。
- 2つ目 仁右衛門、権太郎、治右衛門などで取得(ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明)。
- 3つ目 仁右衛門がすべて取得。
- 4つ目 こりんがすべて取得。
- 5つ目 仁右衛門と治右衛門が取得(ただし事例が少ないため順番は不明)。

江戸前期における草場の実態と死牛馬の取得状況・取得方式

6つ目 仁右衛門とこりんが交互に取得。

g' 上の三人場：割数2

丸番 市兵衛と仁右衛門などが取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。

三人番 仁右衛門などが取得（ただし事例が少ないため他の株持ち・順番は不明）。

以上のように、基本的には牛馬同様の方式（死牛と死馬とでは取得者・順番が違うところもかなりあるが、共通するところも少なくない）で、それぞれ株所持者が取得していたものと考えられる。相当複雑なので、天和～元禄期においても安永3年（1774）8月の「草場米割之日記」のような配分表が死牛と死馬ごとにあって、それに基づいて取得していたものであろう。そして、このような複雑な取得方式をとったのは、あらかじめ決められていた株所持者間の配分率を実現するさい、（1）死牛馬に傷がついているかどうか、病死か老衰死か、処理するのに不便なところで死んだか便利なところで死んだか、等々の偶然性による不満感・不公平感を緩和しようとしたため、（2）死牛馬を取得して処理する作業が偶然性によって1軒の家に集中しないように（1軒で一時に多数の死牛馬を処理するのは、複数の技術職人を擁していても困難なので）適切に分散するようにしたためと、今のところ推量している。

以上が、江戸前期の死牛馬割帳の分析結果である。今後、残されている4冊の同種の史料もあわせて分析して、死牛馬取得をめぐる実相をその後の変化も含めて、さらに詳細に解明していきたい。

註

- 1) 『旧高旧領取調帳』近畿編、近藤出版社、1975年、126頁。『大阪府の地名』Ⅱ、平凡社、1986年、1162頁。
- 2) 文政11年2月「河州石川郡新堂村明細帳」『富田林市史』第4巻、史料編Ⅰ、富田林市、1972年、史料2。なお、近世における新堂村枝郷皮多村の歴史について、同第2巻(本文編Ⅱ 中世編・近世編、1998年)第2章第2節で約30ページにわたって詳述されている(福山昭執筆)。他に、河内水平社創立五十周年記念誌編集委員会編・刊『最後のひとりの立場に 河内水平社の歴史』(1983年)があるが、水平社の歴史が中心なので、前近代のことはごくわずかしかふれられていない。
- 3) 『大阪の部落史』第9巻 史料編 補遺、部落解放・人権研究所、2008年、史料9。
- 4) 同上、史料10。
- 5) 和泉国南郡島村(皮多村)の草場も、「三人中草場」をはじめ4つの場に細分されていた。その取得方法も、「番廻し」など、後述の富田村の方式と共通しているところがあり、注目される(藤本清二郎『近世賤民制と地域社会』清文堂、1997年、第8章第2節)。なお、のびしょうじが、藤本の研究成果を踏まえつつ、16~17世紀の大阪府域の草場について、島村を中心に分析している(『被差別民たちの大阪 近世前期編』部落解放・人権研究所、2007年、第11話)。
- 6) 前掲『大阪の部落史』第9巻 史料編 補遺、史料12。
- 7) 藤本前掲書、第8章第2節。
- 8) 畑中敏之『「かわた」と平人 近世身分社会論』かもがわ出版、1997年、第4章。
- 9) 大東市北条部落史研究会編『被差別部落・北条の歴史 大東市史追録』大東市教育委員会、1975年、第4章第2節。

<追記>

本稿は、大阪の部落史委員会発行『大阪の部落史 通信』第42号(2008年3月)掲載の「第9巻 収録 近世前期の死牛馬割帳について」を、紙幅の制約で言及することのできなかった部分を補充したり、掲載できなかった表を挿入するなど、大幅に増補したものであることをお断りしておきたい。